

身体障害者手帳のしおり



小 野 町

— もくじ —

しょうがいしゃてちょう こうふ
障害者手帳の交付について

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ
身体障害者手帳の交付④ 4

こうきょうりょうきんなど わりびきせいど
公共料金等の割引制度について

うんちん わりびき
JR運賃の割引④ 5

こくないこうくうりょかくうんちん わりびき いちぶじょがい
国内航空旅客運賃の割引④一部除外あり 6

うんちん わりびき
バス運賃の割引④ 7

うんちん わりびき
タクシー運賃の割引④ 7

ゆうりょうどうろ わりびき
有料道路の割引④ 8

じゆしんりょう めんじょ
NHK受信料の免除④ 9

けいたいでんわりょうきん わりびき
携帯電話料金の割引④ 9

ゆうびんりょうきん めんじょ
郵便料金の免除④ 10

でんわりょうきんあんないりょうめんじょ
電話料金案内料の免除④ 10

ちゆうしゃじょうりょうせいど
おもいやり駐車場利用制度④ 10

ぜいぎん げんめん
税金の減免について

じどうしゃぜい じどうしゃしゅとくぜい めんじょ
自動車税・自動車取得税の免除④ 12

けいじどうしゃぜい めんじょ
軽自動車税の免除④ 13

しよとくぜい ちやうけんみんぜい かんするしよとくこうじょ
所得税・町県民税に関する所得控除④ 14

てあて ねんきん きやうさいせいど
手当・年金・共済制度について

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当④ 15

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当④ 15

とくべつじどうふやうてあて
特別児童扶養手当④ 16

しょうがいき そねんきん
障害基礎年金④ 16

しんしんしょうがいしゃふやうきやうさい
心身障害者扶養共済④ 17

じんこうとうせきかんじやつういんこうつうひ じよせい
人工透析患者通院交通費の助成④ 18

いりょうじよせいせいど
医療助成制度について

じりつしえんいりょう こうせいりりょう
自立支援医療（更生医療）④ 19

じりつしえんいりょう いくせいりりょう
自立支援医療（育成医療）④ 20

じゅうどしんしんしやう しやいりりょうひじよせい いちぶじょがい
重度心身障がい者医療費助成④一部除外あり 21

こうきこうれいしがいりようせいど 後期高齢者医療制度 [㊦]	2 2
かくしゆきゆうふ じよせい 各種給付の助成について	
ほそうぐ こうにゆう しゅうり かか じよせい 補装具の購入・修理に係る助成 [㊦]	2 3
にちじようせいかつようぐ こうにゆう かか じよせい いちぶじよがい 日常生活用具の購入に係る助成 [㊦] 一部除外あり	2 3
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス [㊦]	2 7
じどうしゃかいぞうひじよせいじぎょう 自動車改造費助成事業 [㊦]	2 7
しょうがいしゃじどうしゃうんでんめんきよとくひじよせい 障害者自動車運転免許取得費助成 [㊦]	2 8
ざいたくじゅうどしやう しやたいさくじぎょう 在宅重度障がい者対策事業 [㊦]	2 9
そうだんしえん 相談支援について	
まち ほけんし 町の保健師 [㊦]	3 0
このちやうしていとくていそうだんしえんじぎょうしよ 小野町指定特定相談支援事業所 [㊦]	3 0
かていじどうそうだんいん 家庭児童相談員 [㊦]	3 1
ふくしまけんしんたいしやう しやふくしきやうかいたむらししど 福島県身体障がい者福祉協会田村市支部 [㊦]	3 1
しゅおつうやくしや ほけん 手話通訳者の派遣 [㊦]	3 2
しょうがいしやそうごうしえんほう もと ふくし 障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて [㊦]	3 3
サービスをりようするたけには	3 4
かいごきゆうふ 【介護給付サービス】	
ほうもんけい 訪問系サービス [㊦]	3 5
しょうがいじつうじよしえん 障害児通所支援 [㊦]	3 5
たんきにゆうしよ 短期入所 [㊦]	3 5
きよじゆうけい 居住系サービス [㊦]	3 6
にちちゆうかつどうけい 日中活動系サービス [㊦]	3 6
くんれんとうきゆうふ 【訓練等給付サービス】	
きよじゆうけい 居住系サービス [㊦]	3 7
にちちゆうかつどうけい 日中活動系サービス [㊦]	3 7
ちいきせいかつしえんじぎょう 【地域生活支援事業】	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 [㊦]	3 7
にちちゆういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業 [㊦]	3 7
おのちやうない ていきやうじぎょうしよ 小野町内のサービス提供事業所 [㊦]	3 8

就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）㊦一部除外あり	39
障がい者就業（生活）サポートセンター㊦一部除外あり	39
障害者職業センター㊦一部除外あり	40

支援機関一覧	41
--------	----

- | | |
|---|--------------------------|
| ㊦ | ・ ・ ・ 主に児童を対象とする制度です。 |
| ㊧ | ・ ・ ・ 主に成人を対象とする制度です。 |
| ㊦ | ・ ・ ・ 基本的に全年齢を対象とした制度です。 |

*本書では、法律用語等を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

しょうがいしゃてちょう こうふ 障害者手帳の交付について

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ 身体障害者手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう しんたい しょうがいのあるかたがた たいしょう こうふ てちょう
身体障害者手帳は、身体に障がいのある方々を対象に交付される手帳です。手帳の
しゅとく にちじょうせいかつじょう りべんせい ふたん けいげん はか きまざま ふくしせいど
取得により、日常生活上の利便性や経済的負担の軽減を図るため、様々な福祉制度を
かつよう
活用することができます。

○対象者 しょうがいしゃ しんたい しょうがいのあるかた しょうじょう こていじょうたい
身体に障がいのある方(症状が固定状態[または、これに準ずる
じょうたい じょうたい ぼあい
状態])にあると医師に認められた場合

○内容 ない よう てちょうしんせい てつづ まどぐち おす しちょうそん
手帳申請の手続き窓口はお住まいの市町村となり、その後、福島県に
しんだんしょしんき おこな しょう めい しょう どうきゅう けつてい おこな
おいて診断書審査が行われ、障がい名や障がい等級の決定を行っ
たうえで交付されます。

○障がいの種類 しょうがいの しゅるい

- しかくしょうがい 視覚障がい
- おんせい げんご そしゃく きのうしょう 音声・言語・咀嚼(そしゃく)機能障がい
- したいふじゆう 肢体不自由
- かんきのうしょうがい 肝機能障がい
- しんぞう じんぞう こきゅうき ちよくちょう ぼうこう しょうちょうき のうしょう 心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸機能障がい
- めんえきふぜん めんえきき のうしょう ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

○申請方法 しんせいほうほう い か しよるいとう じゅんび やくぼ まどぐち こうふしんせい
以下の書類等をご準備のうえ、役場の窓口で交付申請します。

- ①主治医の診断書(専用様式は役場窓口に備え付けてあります。)
- ②6ヶ月以内に撮影した顔写真(たて: 4 c m、よこ: 3 c m)
- ③印かん
- ④マイナンバーが分かるもの

●手続き窓口 てつづ まどぐち

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

公共料金の割引制度について

J R 運賃の割引

J R 線を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 身体障害者手帳を持っている方、及びその介護人（介護人の割引は、第1種または12歳未満の手帳所持者の場合のみ）

○内容 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50% (J R バス)	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJ R 線区間単独の発売となる。
第1種障がい者とその介護者が乗車、または、12歳未満の障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	定期券は 30%	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃についての割引適用は不可。
第1種、第2種障がい者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合に限る。 (私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。)

※ J R 線と私鉄等他の鉄道会社とまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が決められています。

●問い合わせ ご利用予定の J R 各駅

国内航空旅客運賃の割引金一部除外あり

国内線の航空機を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 身体障害者手帳を持っている満12歳以上の方、及びその介護人
(介護人の割引は、第1種の手帳所持者の場合のみ)

○内容 ※第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象者	割引適用者	備考
第1種	本人及び介護者	身体障害者手帳に第1種の記載があります。
第2種	本人	身体障害者手帳に第2種の記載があります。 ・視覚障がい、聴覚障がい、下肢障がい、膀胱・直腸障がいの場合は4級以上 ・平衡・音声・そしゃく機能障がいの場合は、3級以上の方

○割引率 割引率は、各航空運送事業者が設定する額・割合によります。
●問い合わせ 各航空券販売窓口等

バス運賃の割引

民営バスを利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○内容 (福島交通の例)

対象者	割引適用者	割引率	備考
第1種	本人及び介護者	普通運賃 50% (乗降時に手帳を提示)	※定期券を利用する障がい者の介護者については30%割引の適用が可能。
第2種	本人	定期券 30% (小人運賃に係る割引適用は不可)	

※割引の基準は、各民営バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは各民営バス事業者へお問い合わせください。

●お問い合わせ 各民営バス事業者

タクシー運賃の割引

タクシー運賃の割引 (タクシー事業者による任意サービス)

身体障害者手帳をお持ちの方が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になる場合があります。

なお、このサービスは、タクシー協会やタクシー事業者ごとに、実施の有無についての取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはタクシー乗車時にご確認ください。



有料道路の割引

有料道路を利用する際、下記のとおり通行料金が割引になります。（事前手続きが必要）

- 対象者（手帳お持ちの方自らが運転する場合）
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方（種別や等級の制限はありません。）（介護者が運転する場合）
 - ・第1種の記載がある身体障害者手帳をお持ちの方

○割引率 5割

- 利用方法（手帳お持ちの方ご本人が同乗していない時は利用できません。）
 - ・ETCを使う場合・役場窓口にて所定の手続きを行い、有料道路事業者への登録が完了した後、ETC割引が利用可能となります。（身体障害者手帳所持者が20歳に到達している場合は、手帳お持ちの方ご本人名義のETCカードが必要となります。）
 - ・料金所精算の場合・料金所において通行料金を精算する際、身体障害者手帳（あらかじめ町窓口で証明印が必要）を提示し、割引後の料金を支払います。

○手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・利用自動車の車検証（1台に限定）
- ・ETCカード及びETC車載器セットアップ証明書（※ETCを使う場合のみ）

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



NHK受信料免除[㊦]

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行っています。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

○減免の種類

げんめんようけん 減免要件	ぜんがくげんめん 全額減免	はんがくげんめん 半額減免
てちょうしよじしやほんにん かか 手帳所持者本人に係 ようけん る要件	すべ とうきゅう たいしやう 全ての等級が対象	しかく ちやうかくしやう しゃ ・視覚・聴覚障がい者 (1～6級) じやうきいがい じゅうど しんたいしやう ・上記以外の重度の身体障 がい者 (1・2級)
せたいこうせいいん かか 世帯構成員に係る ようけん 要件	せたいこうせいいんぜんいん ちやうみん 世帯構成員全員が町民 ぜいひかせい 税非課税であること	しやう しゃ じしん せたいぬし 障がい者ご自身が世帯主で あること。

○手続き方法 あらかじめ役場窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)してください。

○証明を受ける際に必要となるもの(申請書は町窓口に着付け)

- ・身体障害者手帳
- ・印かん
- ・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934

●問い合わせ

NHK視聴者コールセンター ☎ 0120-151515



携帯電話料金の割引[㊦]

身体障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

○手続き方法・割引内容等は、各携帯電話販売店窓口にてご確認ください。

ゆうびんりょうきん げんめん
郵便料金の減免㊦

つぎ もくてき ゆうびんぶつ たい ゆうびんりょうきん げんめん
次の目的による郵便物に対しては郵便料金が減免されます。

- 内 容
- ① 盲人用郵便物（点字や録音物で特定の施設が発受するもの）
 - ② 盲人用点字小包、身体障がい者用書籍小包[半額免除]
 - ③ 身体障がい者団体発行の第3種郵便物は、料金特例があります。
- 問い合わせ 日本郵便（株）各局

でんわりょうきんあんないりょう めんじょ
電話料金案内料の免除㊦

しかくしょう (1~6 級) または じょうしきのう たいかん きのうしょう (1・2 級) の身体障がい者手帳をお持ちの方は、電話番号案内料の免除措置があります。

- 問い合わせ NTTフリーダイヤル 0120-10-4174

ちゆうしゃじょうりょうせいど
おもいやり駐車場利用制度㊦

○内 容 くるま しょうしきゆうちゆうしゃ りょうてきせい か ほか たいしゅうしゃ けん
車いす使用者用駐車スペースの利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の提示を求めます。

○対象となる手帳の等級

区 分		等 級
しかくしょう 視覚障がい		1 級 ~ 4 級
ちようかく 聴覚	ちようかくしょう 聴覚障がい	該当なし
	へいこうきのうしょう 平衡機能障がい	1 級 ~ 5 級
おんせいげん ごきのうしょう 音声言語機能障がい		該当なし
したいふじゆう 肢体不自由	じょうし 上肢	1 級 ~ 2 級
	かし 下肢	1 級 ~ 6 級
	たいかん 体幹	1 級 ~ 5 級

<small>のうげんせい</small> うんどうき <small>のうしょう</small> 脳原性運動機能障がい い	<small>じょうしきのう</small> 上肢機能	<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 2級
	<small>いどうきのう</small> 移動機能	<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 6級
<small>しんぞうきのうしょう</small> 心臓機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>じんぞうきのうしょう</small> 腎臓機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>こきゅうき</small> きのうしょう 呼吸器機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>ぼうこうまた ちよくちようきのうしょう</small> 膀胱又は直腸機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>しょうちようきのうしょう</small> 小腸機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>かんぞうきのうしょう</small> 肝臓機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級
<small>めんえきふぜん</small> <small>きのうしょう</small> ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい		<small>きゅう</small> 1級 <small>きゅう</small> ～ 4級

○申請方法 しんせいほうほう 町役場にある申請書に必要事項を記載の上、まちやくば 確認書類のしんせいしょ コピーを添付ひつようじこう してください。きさい うえ かくにんしよるい てんぷ

○確認書類 かくにんしよるい

・身体障害者手帳 しんたいしようがいやてあう ・返信用封筒(角2) へんしんようふうとう ・120円切手 かく えんきって

※代理人による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書もご持参ください。だいにん しんせい かのう ばあい だいにん みぶんしようめいしょ じきん

●申請窓口 しんせいまどぐち

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934 おのまちやくば けんこうふくしか

●問い合わせ とあひ

県中保健福祉事務所 保健福祉課 ☎ 0248-75-7808 けんちゆうほけんけんふくじむしょ ほけんふくしか

税金の減免について

自動車税・自動車取得税の免除^④

中度～重度の身体障害者手帳をお持ちの方に係る自動車税、及び自動車取得税（手帳をお持ちの方が18歳未満の場合は、生計を一にする方が所有する自動車でも可）の減免を受けることができます。

○自動車の使用目的

身体障がい者ご本人が運転される場合は特に制限がありませんが、身体障がい者の代わって生計を一にする方が運転される場合は、身体障がい者の通学・通院・施設通所等の目的、または、生活のために携わっている業（生業）のために使用する場合に限られます。

○対象となる手帳の等級

障がいの種類	該当する障がいの程度	
	本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	1級～4級
聴覚障がい	2級・3級	2級・3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級（喉頭摘出による場合）	—
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹機能障がい	1級～5級	1級～3級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸機能障がい 肝臓機能障がい	1級～4級	1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	1級～4級

○所有者要件 身体障害者手帳をお持ちの方ご本人名義の自動車（18歳未満の場合は、生計を一にする方名義の自動車でも可）

○留意事項

- ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
- ・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限ります。

○申請方法

福島県税務部にて所定の手続きが必要です。

なお、生計を一にする方が運転される場合は、あらかじめ役場窓口にて「生計同一証明書」の交付を受けていただく必要がありますのでご注意ください。

○手続きに必要となるもの

(証明交付時【生計同一証明書】) ※生計を一にする方が運転される場合のみ

身体障害者手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、住民票(謄本)

(福島県県税部減免申請時)

身体障害者手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、

生計同一証明書(※小野町交付)

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1-1 ☎ 024-935-1261

軽自動車税の免除④ ※既に自動車税(県税)の減免を受けている場合を除く。

対象者は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期は次のとおりです。

○申請時期 毎年5月の軽自動車税納税通知書発送時から納期限まで

○手続きに必要となるもの

(減免申請時)

身体障害者手帳、車検証(写)、運転者の免許証(写)、

印かん、マイナンバーの分かるもの

軽自動車税課税免除申請書1通(役場税務課でお渡ししています。)

※減免の申請は毎年度申請をする必要があります。

●手続き窓口 小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932



しよとくぜい じゆうみんぜい かん しよとくこうじよ
所得税・住民税に関する所得控除④

しょうがいしゃ しよとくぜいとう のうぜいしゃほんにん また のうぜいしゃ こうじよたいしよはいぐうしゃ ふようしんぞく
 障がい者が所得税等の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である
 ばあい つぎ がく こうじよ
 場合、次の額の控除が受けられます。

たいしよ しょうがい しゅるい ていど
 ○対象となる障がいの種類と程度

く ぶん	しょうがい ていど	しよとくぜいこうじよがく 所得税控除額	ちようけんみんぜいこうじよがく 町 県民税控除額
しょうがいしゃこうじよ 障害者控除	しんたいしょうがいしゃてちよう 身体障害者手帳 3～6 級	27 万円	26 万円
とくべつしょうがいしゃ 特別障害者 こうじよ 控除	しんたいしょうがいしゃてちよう 身体障害者手帳 1・2 級	40 万円	30 万円
どうきよ とくべつ 同居の特別 しょうがいしゃ かか 障害者に係 る扶養控除	とくべつ しょうがいしゃ こうじよ 特別 障害者 控除 に がいたう こうじよ たいしよ 該当する 控除 対象 はいぐうしゃ ふようしんぞく 配偶者や扶養親族が、 のうぜいしゃ どうきよ 納税者と同居している ばあい 場合	75 万円	53 万円

●問い合わせ 小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932

※ 勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談
 ください。

てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度について

とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当㊦

○対象者 20歳以上で※著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の在宅の障がい者で、医師意見書に基づく県中保健福祉事務所の認定を受けた方。

※著しく重度の障がいの状態(例)

・法に定める重度重複障がいの状態にある方

・重度の肢体不自由で日常

動作能力の評価点数が基準以上の方等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

・本人及び扶養している方の前年所得が一定額以上である場合

・入所施設を利用している場合

・医療機関に3か月以上入院している場合

○手当額 月額26,940円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

県中保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎ 0248-75-7823

しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当㊧

○対象者 20歳未満(3歳以上)で、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児。(知的障がいの場合)

・法に定める重度障がいの状態にあり常時介護を必要とする児童

・特定の内部障がいで安静度が著しく高い児童

・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の児童等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合

・入所施設を利用している場合

○手当額 月額14,650円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

県中保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎ 0248-75-7823

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当[㊦]

- 対象者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がい^{じゆうど}を有する児童^{じどう}を養育^{よういく}する保護者^{ほごしや}。
受給^{じゅきゆう}の可否^{かひ}については、認定診断書^{にんていしんだんしょ}に基づき福島県^{ふくしまけん}が審査^{しんさ}を行います。
- 支給制限^{しきゆうせいげん} 次の場合等^{つぎばあいながてあて}は手当^{てあて}が受けられません。
・扶養^{ふよう}している方の前年所得^{かたぜんねんしよとく}が一定額以上^{いっていがくいじゆう}である場合^{ばあい}
・入所施設^{にゅうしよせつ}を利用^{りよう}している場合^{ばあい}
- 手当額^{てあてがく} 1級^{きゆう}：月額^{げつがく}51,700円、2級^{きゆう}：月額^{げつがく}34,430円
- 問い合わせ^{あひあわせ}
小野町役場^{おのまちやくば} 健康福祉課^{けんこうふくしか} ☎ 0247-72-6934

しょうがいきそねんきん
障害基礎年金[㊦]

- 対象者^{たいしやうしや} 国民年金加入^{こくみんねんきんかにゆうご}後の給付等^{きゆうふとう}の要件^{ようけん}を満た^みしている被保険者^{ひほけんしや}、または20歳^{さい}になる前^{まえ}から障がい^{しょうがい}のある方^{かた}で障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}が次の1級^{きゆう}、または2級^{きゆう}に該当^{がいたう}する方^{かた}。

(1級) ・国民年金法^{こくみんねんきんほう}で定める障がい等級表^{しょうがいとうじやうひょう}の1級^{きゆう}に該当^{がいたう}する場合^{ばあい}
(2級) ・国民年金法^{こくみんねんきんほう}で定める障がい等級表^{しょうがいとうじやうひょう}の2級^{きゆう}に該当^{がいたう}する場合^{ばあい}
【※身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしやてあて}や療育手帳^{りやういくてあて}交付^{こうふ}の基準^{きじゆん}とは異なります。】

- 年金額^{としきんがく} 1級^{きゆう}：年額^{ねんがく}975,125円、2級^{きゆう}：年額^{ねんがく}780,100円
加算額^{かさんがく} (被扶養者^{ひふようしや}がいる場合^{ばあい})：
2人目^{にんめ}の子ども^{こども}まで・1人^りにつき年額^{ねんがく}224,500円
3人目^{にんめい}以降^{いこう}の子^こ・1人^りにつき年額^{ねんがく}75,800円
- 問い合わせ^{あひあわせ}
小野町役場^{おのまちやくば} 町民生活課^{ちやうみんせいいか} ☎ 0247-72-6933



しんしんしょうがいしゃふようきょうさい
心身障害者扶養共済④

しょうがいをもつ方の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または著しい障害状態となった時に、被扶養者（障がい児・者）に毎月共済年金が支給されます。

○対象者 身体障がいをもつ方（1級～3級で将来独立自活することが困難であると認められる程度）を扶養する保護者で、次の要件に該当する方。

- ・ 年齢が65歳未満であること。
- ・ 基準に基づく特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

○掛金月額 加入者（保護者）の加入時年齢により、1口あたり9,300円～23,300円の設定となっており、2口まで加入することができます。

掛け金額	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
1口あたり	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

○給付金 加入者（保護者）が死亡または重度障がいとなった場合、被扶養者に対して毎月20,000円（2口加入は40,000円）が支払われます。

●手続き窓口

おのまちやくば 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



人工透析患者通院交通費の助成^④

人工透析を必要とする腎臓機能障がい者が、交通機関を利用して最寄の病院へ通院する場合、交通費の月額から5,000円を差し引いた額を助成します。

○対象経費 原則として、公共交通機関（電車・バス）に係る交通費、または自家用車利用に係る燃料費が対象となります。しかし、やむを得ない事情によりこれらの活用が困難な場合は、福祉タクシー等の利用が認められることもあります。

○助成限度額 月額25,000円以内

○申請方法 【資格登録時】

身体障害者手帳をご持参のうえ、役場窓口へおいでください。申請者の通院事情に応じて、「申請書」「通院証明書」「申立書」等の関係書類をご提出いただくこととなります。

【交通費請求時】

3ヶ月ごとに、「請求書（医療機関証明欄あり）」及び「通院に要した交通費が確認できる証明等（福祉タクシー等利用の場合のみ）」をご提出いただきます。

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



医療制度について

自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の日常生活を容易にするため、または職業能力を高めるために行われるリハビリテーション医療で、人工透析・心臓手術・腎臓移植手術・人工関節手術・角膜手術などに係る医療費の公費負担を受けることができます。

○対象者 身体障害者手帳を所持されている18歳以上の方で、医療により障がい
が改善、または機能の維持が保たれる見込みのある方

○公費負担 医療の一部に公費負担が適用されますので、最終的な自己負担額は1割
となります。

○申請方法 次の①～⑤に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。

①身体障害者手帳

②指定医療機関の医師意見書

③保険証（同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員の
分の保険証）

④印かん

⑤障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金
証書」 【※該当者のみ】

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



自立支援医療（育成医療）[®]

お子さんの障がい軽減のために行われる医療で、生活能力を獲得するために行われる手術等の医療費の公費負担を受けることができます。

○対象者 18歳未満の児童で、医療により障がい改善、または機能の維持が保たれる見込みのある方

障がい名	対象疾病等
肢体不自由	先天性股関節脱臼・脳性麻痺・水頭症・くる病・拘縮
視覚障がい	未熟児網膜症・斜視・眼球癒着・白内障・網膜剥離など
音声・言語・そしゃく機能障がい	口唇裂・巨口症 (醜形のみを理由とする手術は対象外)
内臓障がい	腎臓・呼吸器・膀胱・直腸および小腸機能障がい、その他先天性の内部障がい
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	

○公費負担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、自己負担額は1割となります。(ただし、町の「子ども医療費助成制度」・「ひとり親家庭医療費助成制度」・「重度心身障がい者医療費助成制度」等の適用を受けている場合は、最終的な自己負担がなくなる場合があります。)

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。

- ①指定医療機関の医師意見書
- ②保険証(同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員分の保険証)
- ③世帯の所得の状況を証明する書類(源泉徴収票・所得証明書など)
- ④印かん

●手続き窓口

福島県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0248-75-7809

重度心身障がい者医療費助成制度④一部除外あり

重度の障がい者を有する方に対して、医療費（健康保険適用の医療行為に限る。なお、入院時の食事療養費は対象外。）の自己負担分を助成します。（ただし、既に子ども医療費助成制度の適用を受けている場合は、そちらの制度利用が優先されます。）

○対象者 身体障がい者2級以上の方（内部障がいは3級以上）、
または、身体障害者手帳のほか、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳
を併せて所持している方

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、登録手続きを行います。

- ① 健康保険証
- ② 印かん
- ③ 身体障害者手帳
（他の障害者手帳がある場合は併せて持参）
- ④ 本人の口座番号が確認できるもの
（児童の場合は保護者名義でも可）

○その他 次に該当する方は医療費の助成ができない場合があります。

- ・ 本人及び扶養義務者の前年中の所得が一定額以上である場合。
- ・ 確定申告がなされていない方（年金・給与所得者を除く）
- ・ 無保険の方

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



後期高齢者医療制度者

65歳から74歳で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度を選択することができます。

○対象者

65歳から74歳の方で、以下に該当する方。

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢すべての指を欠くもの
 - ・1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの
 - ・1下肢の著しい障がい

③療育手帳A（重度、最重度）をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

⑤障害基礎年金1級、2級の国民年金証書をお持ちの方

○申請方法

次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、加入手続きを行います。

①印かん

②障がいの程度（等級など）がわかるもの

※障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等

③現在お使いの特定疾病療養受療証（お持ちの方）

●手続き窓口

小野町役場 町民生活課 ☎0247-72-6933

かくしゅきゆうふ じよせい 各種給付の助成について

ほ そう ぐ こうにゆう しゅうり かか じよせい 補装具の購入・修理に係る助成④

しょうがいをもつ方の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために障がいの内容・程度により、必要な補装具の購入や修理に係る助成を行います。

○対象者 身体障害者手帳をもっている方
(交付する補装具に応じて医師意見書が必要となる場合があります。)

○補装具の種類

ぎし しょうぐ ざいほじしょうち もうじんあんぜん ぎがん めがね とくしゅ
義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡(特殊)・
ほちようき くるま でんどうくるま ほこうき じゅうどしょう
補聴器・車いす・電動車いす・歩行器・重度障がい者伝達装置・
ほこうほじつえ ざいほじ いす ④ 起立保持具④ とうぶほじぐ ④
歩行補助つえ・座位保持いす④・起立保持具④・頭部保持具④・
はいべんほじぐ ④
排便補助具④

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。

①身体障害者手帳

②補装具の見積書

③印かん

④医師意見書(交付する補装具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。)

○給付額 補装具の購入または修理代金の9割。

*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に課税者がおり町民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外となります。

●手続き窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

にちじょうせいかつようぐ こうにゆう かか じよせい いちぶじよがい 日常生活用具の購入に係る助成④一部除外あり

しょうがいをもつ方の日常生活を容易にするため、障がいの種類・程度に応じて次の自立生活支援品目の購入に係る助成を行います。

○助成品目

しゆもく 種目	たいしょうしょう 対象障がい	きゅうふきじゆん 給付基準
とくしゅべんき 特殊便器 (ウォシュレット等)	じょうし ちてき 上肢・知的	1・2級・A
べんき 便器	か し たいかん 下肢・体幹	1・2級(者のみ)

種目	対象障がい	給付基準
便器 (手すり付)	下肢・体幹	1・2級
訓練用ベッド	下肢・体幹	1・2級
訓練いす	下肢・体幹	1・2級
特殊寝台	下肢・体幹	1・2級
入浴補助用具	下肢・体幹	1～6級
入浴担架	下肢・体幹	1・2級
体位変換器	下肢・体幹	1・2級
移動用リフト	下肢・体幹	1・2級
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	下肢・体幹	1・3級
特殊マット	下肢・体幹・知的	1級(者)・A 2級以上(児)
歩行支援用具 (手すり、スロープ、 歩行器等)	下肢・体幹・平衡	1～6級
特殊尿器	下肢・体幹・平衡	1級
頭部保護帽	下肢・体幹・平衡	1～6級
歩行補助つえ (一本杖)	下肢・体幹・平衡	1～6級
視覚障がい者用ポータブルレコーダー (録音再生機)	視覚	1・2級
視覚障がい者用ポータブルレコーダー (再生専用機)	視覚	1・2級
盲人用時計 (触読時計)	視覚	1・2級
盲人用時計 (音声時計)	視覚	1・2級
点字タイプライター	視覚	1・2級
盲人用音声体温計	視覚	1・2級
視覚障がい者用拡大 読書器	視覚	1～6級

種目	対象障がい	給付基準
点字図書	視覚	1～6級
盲人用体重計	視覚	1・2級
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚	1・2級
視覚障がい者用活字 文書読上げ装置	視覚	1・2級
点字器 (標準型A)	視覚	1～5級
点字器 (標準型B)	視覚	1～6級
点字器 (携帯用A)	視覚	1～6級
点字器 (携帯用B)	視覚	1～6級
電磁調理器	視覚・知的	1・2級・A
点字ディスプレイ	視覚・聴覚	両2級以上で重複
聴覚障がい者用屋内 信号装置	聴覚	2級
聴覚障がい者用通信 装置 (FAX)	聴覚	2～6級
聴覚障がい者用情報 受信装置	聴覚	2～6級
聴覚障がい者用お知らせ アラーム	聴覚	2・3級
福祉電話	難聴者または、外出 困難	2級以上
ファックス	聴覚または音声機能も しくは言語機能障がい で電話で意思疎通困難	2級以上
携帯用会話補助装置	音声・言語・肢体	1～6級
人工喉頭 (電子式)	音声・言語	3・4級
人工喉頭 (笛式)	音声・言語	3・4級

種目	対象障がい	給付基準
酸素ボンベ運搬車	呼吸器	1～4級
ネブライザー	呼吸器	1・3級
電気式たん吸引機	呼吸器	1・3級
透析液加温器	腎臓	1・3級
ストーマ用装具 (蓄便袋)	直腸	1～4級
ストーマ用装具 (蓄尿袋)	膀胱	1～4級
収尿器	膀胱・下肢・体幹	1～6級
一人暮らし用緊急通報 装置	身障	1・2級
火災警報器	身体・知的	1・2級・A
自動消火器	身体・知的	1・2級・A
頭部保護帽	知的	A

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。

①身体障害者手帳

②用具の見積書

③印かん

④医師意見書（交付する日常生活用具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。）

○給付額 日常生活用具購入代金の9割。ただし、上記の基準額を超える用具を購入する場合、超過した金額については自己負担となります。

*世帯の所得に応じ負担上限月額額の範囲内で自己負担となります。

・生活保護世帯及び町民税非課税世帯：0円

・町民税課税世帯：37,200円

*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に町民税課税者がおり最多課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス

おのまちざいじゆう じゅうどしんたいしゅう しや ほんにん かぞく かいじょ にゆうよく こんなん
小野町在住の重度身体障がい者で、本人あるいは家族の介助のみでは入浴が困難な
かた たい ほうもんに入浴サービスをおこな
方に対して訪問入浴サービスを行います。

- 内容 入浴の回数は週1回までとなります。自己負担はありません。
- 対象者 ①居宅において常に臥床し、自力で入浴することが困難な障がい者
②小野町に住所があり、実際に住んでいる方
③65歳未満の方
- 申請方法 次の①～⑤に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。
①申請書 ②医師意見書
③承諾書 ④障害者手帳
⑤印かん
※①～③の書類は町役場にあります。
- その他 65歳以上の方の場合は介護保険制度が優先されます。

じどうしゃかいぞう ひ じよせいじぎょう 自動車改造費助成事業

じゅうど しんたいしゅう しや しゅうろうとう もくてき じ こししゅう じどうしゃ うんてん かいぞう ひつよう
重度の身体障がい者が就労等の目的で自己所有の自動車を運転するのに改造が必要
となる場合、1車両1回限り、その経費の一部を助成します。

- 助成額 1件あたり10万円までとなります。
- 対象者 以下の要件すべてに該当する方
①上肢、下肢または体幹機能障がいがあり、その等級が1級または2級の方。
②就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある方。
③改造を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。
- 申請方法 次の①～⑥に該当する書類をご準備いただき、申請手続きを行います。
①自動車改造計画書 ※町役場にあります。
②住民票謄本
③身体障害者手帳
④運転免許証
⑤自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにした業者の見積書
⑥印かん

●手続き窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

しょうがいしゃじどうしゃうんでんめんきよしゆとくひじよせい
障害者自動車運転免許取得費助成⑥

しゅうろうとうしゃかいかつどう きんか めんきよ しゆとく ぼあい じどうしゃがっこう よう
就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする場合に、自動車学校にて要
したけいひとう いちぶ じよせい
経費等の一部を助成します。

○対象者 たいしやうしゃ しんたいしやうがいしやてちやう も
身体障害者手帳を持っており、障がいの程度が聴覚障がい、肢体
ふじゆとう かつ
不自由等である方。

○助成額 じよせいがく けん
1件あたり10万円まで

○申請方法 しんせいほうほう つぎ
次の①～④の書類等を準備のうえ、めんきよしゆとく み こみ ぼあい めんきよ
取得後2ヶ月以内に手続きを行います。

①障害者自動車運転免許取得費助成申請書（町役場にあります。）

②自動車運転免許取得計画書（町役場にあります。）

③身体障害者手帳の写し

④印かん

○その他 た
支給決定通知を受けた後に障害者自動車運転免許取得費助成請求書を
ていしゆつ
提出していただきます。

●手続き窓口 てつづ まどぐち

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

ざいたくじゅうどしやう しゃたいさくじぎやう 在宅重度障がい者対策事業④

ざいたくせいかつ おく じゅうど しやう
在宅生活を送る重度の障がいをもつ方を対象に、紙オムツ等購入券・ストーマ用器具
こうにゆうけん きゅうふ
購入券を給付します。

ちりやうざいりやうきゅうふけん かみ どう こうにゆう きゅうふ 治療材料給付券（紙オムツ等の購入）の給付

- 内 容 げつがく 3, 0 0 0 えん こうにゆうけん きゅうふ
月額3, 0 0 0円の購入券を給付
- 対 象 者 しんたいしやうがいしやてちやう か し たいかん ね じやうたい しつぎん
身体障害者手帳で下肢・体幹または寝たきり状態にあり、かつ失禁
じやうたいとう かた
状態等のある方
- 申請方法 しんせいほうほう しんたいしやうがいしやてちやう いん じゆんび まちまどぐち りやうとうろくてつづ
身体障害者手帳、印かんをご準備いただき、町窓口にて利用登録手続き
おこな
を行います。
- そ の 他 た 6 5 さいじやう かた ばあい かいごほけんせいど ゆうせん
6 5 歳以上の方の場合は介護保険制度が優先されます。

えいせいぎざいきゅうふけん やうそうぐこうにゆうけん きゅうふ 衛生機材給付券（ストーマ用器具購入券）の給付

- 内 容 げつがく 4, 0 0 0 えん こうにゆうけん きゅうふ
月額4, 0 0 0円の購入券を給付
- 対 象 者 しんこうこうもん じんこうぼうこうぞうせつしや ちやくちやう ぼうこうき のうしやう
人工肛門・人工膀胱造設者であって、直腸または膀胱機能障がい
しんたいしやうがいしやてちやう こうふ う けていないかた
による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- 申請方法 しんせいほうほう しやうがいしやてちやう も かた い し しやうめいしや じゆんび まちまどぐち
障害者手帳（お持ちの方）、医師の証明書をご準備いただき、町窓口
りやうとうろくてつづ
にて利用登録手続きを行います。
- そ の 他 た ちやくちやう ぼうこうき のうしやう しんたいしやうがいしやてちやう しよじ かた
直腸または膀胱機能障がいによる身体障害者手帳を所持される方
は、日常生活用具（ストーマ用器具）の給付が優先されます。

* しょう しゃほんにん はいぐうしや じどう ばあい ぼごしや ぞく せたいぜんいん ちやうみんぜい
障がい者本人または配偶者（児童の場合は保護者が属する世帯全員）に町民税
かぜいしや かぜいしや しよとくわりがく まんえんいじやう ばあい きゅうふたいしやうがい
課税者がおり課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

● てつづ まどぐち 手続き窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課

相談支援について

発育に不安のある方、障がいをもつ方、その保護者・介護者などからの相談に応じ、相談者がより豊かな社会生活を営むことができるよう、専門性の高い情報提供やサービス活用のための援助等を行います。

町の保健師

町民の健康・医療に関する相談支援等を行います。特に、お子さんの成長過程において最も重要な時期にあたる出産時～幼児期については、母子共に包括的な支援を行います。

●相談窓口

小野町役場 子育て支援課 ☎ 0247-72-2212

小野町指定特定相談支援事業所

小野町から委託を受け、身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ方々を対象に、相談支援を行います。行政機関をはじめ、幼稚園・保育所・学校・サービス事業所・就労支援機関等の幅広いネットワークの基幹的役割を担っていますので、相談者のライフステージに即した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- ・ 社会資源を活用するための支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ ピアカウンセリングに関すること
- ・ 権利擁護のために必要な援助 等

●問い合わせ

小野町指定特定相談支援事業所（小野町社会福祉協議会内） ☎ 0247-61-6101

かていじどうそうだんいん
家庭児童相談員®

おも しゅうがくまき がくれいき までのお子さんとそのご家庭に対して、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関（教育・保健・福祉等）との連絡調整を行います。

- ・ お子さんの発達上の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんを療育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整等

●問い合わせ 郡山市麓山1-1-1（福島県郡山合同庁舎内）
県中児童相談所 ☎ 024-935-0611

ふくしまけんからだしやう しやふくしきやうかいたむらししぶ
福島県身体障がい者福祉協会 田村市支部®

かくしゆたいかい けんしゅうかい へんの参加を通して、身体障がいをもつ会員相互の親睦と福祉増進を図ります。

- 事業内容
 - ・ 諸会議の開催及び大会等への参加
 - ・ 各種研修会の開催、参加
 - ・ 相談支援（ピアカウンセリング等）
 - ・ 情報提供

○年会費 700円

○加入方法 事前に入会申込みの手続きが必要です。

●問い合わせ 田村市船引町船引字東中子縄7（田村市社会福祉協議会内）
（財）福島県身体障がい者福祉協会 田村市支部 ☎ 0247-81-2167

手話通訳者の派遣

手話通訳によるコミュニケーション手段を必要とする方に対して、無料で福島県聴覚障がい者協会に登録された手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

○対象者 聴覚・言語機能・音声機能等の障がいをもつ方

○通訳者の派遣範囲

- ・ 医療、教育、就職活動、行政機関の手続き等、公の場面にて手話通訳が必要な場面
- ・ 地域行事、ボランティア活動等の社会参加を行ううえで、手話通訳が必要な場面
- ・ その他通訳者の派遣が必要と認められる場面

【ご利用いただけない場面】

- ・ 宗教活動 ・ 政治活動 ・ 営利を目的とした活動
- ・ 個人の遊興または娯楽に関する活動 ・ 他県においての活動

○申請方法 役場窓口にて申請書の提出が必要です。
(派遣希望日の1か月前までにお手続きください。)

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて

障がいをもつ方が、地域でサポートを受けながら暮らしやすい生活を送るため、小野町では専門事業所によるサービス利用の公費負担を行っています。

例えば、

【お子さんの場合】

- ・ お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせたい。
- ・ お子さんが養護学校等に通っているが、放課後や長期休業時に面倒を見られる家族がいない。

【大人の方の場合】

- ・ 日常的な生活介護を必要とする方。
- ・ 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- ・ 収入を得るため一般就労を目指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい方。また、就職活動の支援が必要な方。
- ・ 実際に家族から独立して自活生活を送りたいが、生活の一部に助言や介助が必要な方。

【介護者の場合】

- ・ 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- ・ 介護する方が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- ・ 介護する方が高齢、女性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

ご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供を行い日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が窓口になるものと町が窓口になるものがあります。

- ・ 福島県が窓口となるサービス

1 8歳未満の児童が利用する入所施設

- ・ 詳しくは福島県または小野町役場はお問い合わせください。

●お問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

福島県県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0248-75-7809

- ・ 町が窓口となるサービス

上記以外のサービス・次ページ以降をご覧ください。

サービスを利用するためには（町が窓口となるサービスの場合）

下記に掲げるサービスを利用するためには、申請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。

なお、利用にあたっては、1割の利用者負担額（ただし、所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額の設定あり。）が伴います。

○対象者 障がいのある方や早期療育が必要な児童等

○利用手続き

【18歳未満の児童】

① 申請

町の窓口で所定の手続きを行います。

② 認定調査

概況調査

③ 利用意向確認

調査結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。

④ サービス等利用計画の作成

相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成します。

⑤ 給付決定

受給者証を交付します。

⑥ 契約・利用開始

利用者サービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。

⑦ モニタリング調査

一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

【18歳以上の成人等】介護給付サービスの場合

① 申請

町の窓口で所定の手続きを行います。

② 認定調査

106項目調査及び概況調査

③ 医師意見書作成

主治医による意見書（診断書）の作成

④ 障害支援区分判定

②③に基づき、小野町障害認定審査会にて区分判定。（非該当、区分1～区分6）

⑤ 利用意向確認

④の結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。

⑥ サービス等利用計画の作成

相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成します。

⑦ 給付決定

受給者証を交付します。

⑧ 契約・利用開始

利用者サービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ

⑨ モニタリング調査

一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

●手続き窓口 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

サービスの種類 (小野町が窓口となるサービスの場合)

【介護給付サービス】

○訪問系サービス

サービス名	内 容	支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を提供。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がい・精神障がい、常時介護を必要とする障がい者に対して入浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を提供。	区分4以上 別に定め有り
行動支援	知的・精神の障がいにより行動上著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	区分3以上
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、複数のサービスを包括的に提供。	区分6 別に定め有り

○障害児通所支援

サービス名	内 容	支援区分
児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供。	別に定め有り
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供。	別に定め有り

○短期入所

サービス名	内 容	支援区分
短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供。	区分1以上

○居住系サービス

サービス名	内 容	支援区分
施設入所支援	障がい者支援施設において、主に夜間に食事や入浴等の介護、生活等に関する相談・助言を行う。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

○日中活動系サービス

サービス名	内 容	障がい程度
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護等を提供。	区分6 別に定めあり
生活介護	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供。夜間は一般介護。	区分3以上 (50歳以上は区分2以上) 障がい者支援施設入所者は区分4以上 (50歳以上は区分3以上)



【訓練等給付サービス】

○居住系サービス

サービス名	内 容	支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に共同生活を営む住所で相談、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	区分の定めなし (他に日中活動する場のある方)

○日中活動系サービス

サービス名	内 容	支援区分
自立訓練	自立した日常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労移行支援 (通所)	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労継続支援 (通所)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う。(利用期間に制限なし)	区分の定めなし

【地域生活支援事業】

サービス名	内 容	支援区分
移動支援	介助が必要な障がい児者が社会参加や余暇活動等を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーの派遣を行う。	別に定めあり
日中一時支援	日中において、家庭で介護を行う人が介護ができない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供。	別に定めあり

おのちょうない じぎょうしょ
 小野町内のサービス事業所

<small>じぎょうしょ</small> 事業所または法人名	<small>ていきょう</small> 提供サービス	<small>びこう</small> 備考
<small>さぎょうしょ</small> こまち作業所	<small>しゅうろうけいぞくしえん B がた</small> 就労継続支援B型	
<small>しょう</small> 障がい者支援センター プラスこまち	<small>しゅうろうけいぞくしえん がた</small> <small>せいかつかいご</small> 就労継続支援B型、生活介護	

※ ちょうがい しよざい じぎょうしょ かつよう かのう
 ※ 町外に所在する事業所の活用も可能です。

就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）一部除外あり

障がいをもつ方々の相談に応じて、職業の紹介や事業所との連絡調整を行います。
また、障がい者雇用に関する各種制度のご案内を行います。

- 問い合わせ ハローワーク郡山
郡山市方八町2-1-26 TEL024-942-8609

障がい者就業（生活）サポートセンター一部除外あり

○内容 国、県の委託を受け、就労を希望する障がい者の相談に応じ、就労実現へ向けた各種支援策をコーディネートします。

- ・ 就職や就業に関する相談・情報提供
- ・ 就職までの助言・支援
- ・ 職業能力向上のための訓練
- ・ 職場実習の実施
- ・ 就職活動上の助言・求人情報の提供
- ・ 就業後の定着に関する助言・支援

- 問い合わせ
【県中】県中障がい者就業・生活支援センター
郡山市横塚3-4-21（地域生活支援センター「ふっとわーく」内）
TEL024-941-0570

ふくしましょうがいしゃしよくぎょう
福島障害者職業センター④一部除外あり

○内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の方やハローワークと密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の段取りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出向き、障がい者の方が作業や職場にうまく適応できるように、障がい者の方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。

【リワーク支援】

精神疾患により休職している方やその方の復職を考えている事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援を行います。

【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの?」と就職を目指す障がい者の方を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ

ふくしましょうがいしゃしよくぎょう
福島障害者職業センター

福島市腰浜町23-28 Tel 024-522-2230

しえんきかんいちらん
支援機関一覧

おのまち きかん
小野町の機関

おのまちやくば
【小野町役場】

機関名	所在地	電話番号	備考
健康福祉課	小野新町字館廻92	0247-72-6934	障がい者福祉
子育て支援課	小野新町字中通2	0247-72-2212	母子、児童福祉
教育課	〃	0247-72-6780	幼児教育
町民生活課	小野新町字館廻92	0247-72-6933	障害年金
税務課	〃	0247-72-6932	税の控除・減免

機関名	所在地	電話番号	備考
県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	須賀川市 旭町 153-1	0248-75-7809	児童施設入所
県中児童相談所	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611	療育手帳・児童施設 入所判定
障がい者総合福祉センター	福島市中町19-1 なかまち 中町ビル4階	024-525-8187	からだてちょうはんでい 身体手帳判定
精神保健福祉センター	福島市御山町8 番 30号	024-535-3556	せいしんてちょうはんでい 精神手帳判定
総合療育センター	郡山市富田町上の だい 台4-1	024-951-0250	したいふじゅうじせつ 肢体不自由児施設
発達障がい者支援センター	〃	024-951-0352	はったつしょう 発達障がい支援
あぶくま支援学校	郡山市中田町赤沼 あぎすぎなみ 字杉並139番地	024-956-1901	しえんがっこう 支援学校（知的）
郡山支援学校	郡山市富田町上の だい 台1	024-951-0247	しえんがっこう 支援学校（肢体）
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1261	じどうしゃぜいげんめん 自動車税減免

くに きかん
国の機関

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びこう 備考
こおりやま ハローワーク郡山	こおりやましほうほつちよう 郡山市方八町2-1-26	024-942-8609	しょう 障がい者雇用

た きかん
その他の機関

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びこう 備考
おのまち 小野町 指定 特定 相談 支援 事業所	おの にいまち あざ みうり 小野 新町 字 美売 57-1 おのまちしゃきょうない (小野町社協内)	0247-61-6101	おのまちいたく 小野町委託 相談支援
(財) 福島県身体障がい者 福祉協会 田村市支部	たむらし ふねひきまちふねひき 田村市船引町船引 あざひがしなごなわ 字東中子縄7 たむらししゃきょうない (田村市社協内)	0247-81-2167	しょう 障がい者互助 活動・相談
けんちゆうしょう 県中 障がい者 就業・生活 支援センター	こおりやましよこづか 郡山市横塚3-4-21	024-941-0570	しゅうろう 就労・生活 支援
ふくしましょうがいしゃしよくぎょう 福島障がい者職業センター	ふくしましこしはま 福島市腰浜23-28	024-522-2230	しゅうろう 就労支援

しょうがいしゃじりつしえんほう もと
障害者自立支援法に基づくサービス事業所 (近隣地域一部抜粋)

きかんめい 機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	びこう 備考
こまち こまち作業所	おのあかぬまいり きまえ 小野赤沼入木前22	0247-72-3622	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援B型
しょう 障がい者支援センター プラスこまち	おのあかぬまいり きまえ 小野赤沼入木前53	0247-61-6667	しゅうろう 就労 継続 支援 B 型、生活介護

